

令和6年11月15日

全国観光バス事業者 御中

京都市長 松井 孝治

## 「観光バスの路上滞留の防止」及び「観光マナーの遵守」に関する協力要請

時下、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、京都市観光振興施策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、令和2年に策定した京都観光行動基準（京都観光モラル）の下、観光客の皆様が京都の魅力を感じていただくとともに、市民の皆様がより豊かさを実感できる、持続可能な京都観光の実現に向けた取組を進めています。

秋の観光シーズンにおいては、多くの旅行者が京都市を訪れることが予想され、市民の皆様から本市に対しても、観光バスの路上滞留等による道路混雑や、観光マナー問題に対する懸念のお声をいただいている状況です。

このような状況を踏まえ、「観光バスの路上滞留の防止」及び「観光マナー遵守に向けた観光客への周知」に関して、別紙のとおり、積極的なお取組をいただくよう要請します。（※）

地域とともに事業が持続的に発展していくための要請です。趣旨を御理解いただくとともに、お取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

※ 併せて、京都市内の観光バス駐車場一覧や、各種啓発ツールも添付しておりますので、適宜、御活用いただければ幸いです。



<https://www.moral.kyokanko.or.jp>

京都観光モラルの詳細は特設サイトより御確認いただけます。  
自由にダウンロードいただけるマナー啓発ツール等も是非、御活用ください。

## <事業者の皆様をお願いしたい事項>

- 観光バスの駐停車禁止場所（待機バス停内、バス専用レーン内、交差点内など）に観光バスを待機させない
- 観光バス駐車場を事前に予約する等、観光バスも含めた計画的な旅程計画の管理
- 学校や病院などの公共施設等の周辺における長時間の停車は避けるなど、地域住民の安心安全への配慮
- 観光バス停車時における旅客の速やかな乗降
- 混雑している観光地では、道路などでツアー客を長時間待たせない
- 事業者・ガイドの皆様による観光マナーの御理解および遵守

## <事業者の皆様から観光客の皆様へ周知をお願いしたい内容>

以下の迷惑行為を控えていただくよう周知をお願いいたします。

マナーに関する啓発には別添「MIND YOUR MANNERS」等を御活用ください。

### ○ 写真撮影

無許可での芸妓・舞妓の撮影、線路近くや撮影禁止の社寺や町家など

### ○ 道をふさがない

狭い道などでは広がって歩かず、歩道に沿って歩行

### ○ 食べ歩き

混雑している観光地、食べ歩きを禁止している店舗・社寺・観光施設など

### ○ 路上喫煙

市内全域で路上喫煙が禁止されています。一部地域（市内中心部、京都駅、清水・祇園）で路上喫煙をすると、千円の過料が徴収されます。

### ○ 私有地への侵入・落書き

線路や竹林への侵入、落書き（法律で禁止されています）など

### ○ ごみのポイ捨て など

市内全域でごみのポイ捨てが禁止されています。

### ○ 観光バスの乗客への周知

別添「観光バスにご乗車中の皆様へ」を御活用ください。